

いわゆる「ジャンケット」について

いわゆる「ジャンケット」について

【1. いわゆる「ジャンケット」の実態及び諸外国の規制の例】

- 諸外国においては、誘客だけでなく主に次のような行為を業として行う業者を「ジャンケット」と呼んでいる。その実態は必ずしも明らかではないが、様々な問題を惹起していると言われている。
 - ① 特に富裕層を対象に誘客などのマーケティングを行う。場合によっては、カジノ事業者に代わって「コンプ」を提供する。
 - ② カジノ事業者との契約により、カジノ事業者からカジノフロア等を借り、顧客相手にカジノ行為を行う。
 - ③ カジノ事業者から借入を行う等により、カジノ施設内で顧客に貸付けを行い、かつ、回収を行う。
- このため、諸外国においては、上記のような、いわゆる「ジャンケット」の行為を業として認める場合には、「ジャンケット・プロモーター（マカオ）」「国際マーケティング業者（シンガポール）」「インディペンデント・エージェント（米国ネバダ州）」のように、業の類型を法制上つくり、免許等の規制の下で管理している。

行為の内容	ジャンケット・プロモーター (マカオ) (※1)	国際マーケティング事業者 (シンガポール) (※2)	インディペンデント・エージェント (米国ネバダ州) (※3)
上記①	○	○ (ただし、シンガポール人等 に対する誘客は禁止)	○ (ネバダ州外での誘客 及び「コンプ」の提供)
上記②	○	×	×
上記③	○	○ (カジノ事業者が国際マーケティ ング事業者に対して与信すること を認容。ただし、シンガポール人等 に対する与信の提供は禁止。)	○ (カジノで利用可能な「ゲーミング・ クレジット」の提供及び回収)

(※1) マカオ特別行政区基本法に基づく第6/2002号行政法規で規制が行われているが、その実態については必ずしも明らかではない。

(※2) Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013 (※3) NRS 463.0164 "Independent agent" defined. Regulation 25, Independent Agents

いわゆる「ジャンケット」について

【2. これまでの議論】

附帯決議

- ・「諸外国におけるいわゆる『ジャンケット』の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。」（第11項（参議院））

推進法の国会審議の過程（提案者答弁趣旨）

- ・海外の事例によると、ジャンケットとは、プレイヤーをカジノへと誘客する代理人として、カジノ運営事業者にとっては売上・収益増の重要な要素となっている。その一方で、ジャンケット制度がプレイヤーのゲームへの過剰なめり込みと、その結果としての多額の債務を助長する例も見受けられる。ジャンケットの導入如何やそれに対する制度等は、これから政府において検討されて定められていくことになるが、ジャンケット制度については、社会に及ぼす影響を踏まえた極めて慎重な検討が必要。

【3. 我が国における対応（これまでの推進会議での整理）】

- 我が国において、いわゆる「ジャンケット」を認めると、IR事業を遂行するため、IR事業者にのみカジノ事業を特別に容認するカジノ事業免許制度の趣旨を没却させることとなる。したがって、諸外国のように、「ジャンケット」という業の類型を設けることはしない。
- いわゆる「ジャンケット」が行っている行為については、これまで推進会議で整理した個別規制によって、我が国ではできないこととなっているか、又はカジノ管理委員会の管理の下に置かれることとなっている。

行為の内容	日本（これまでの推進会議での整理）
前頁①	○ ・広告勧誘については、「何人」に対して虚偽・誇大な表示・説明等を禁止するとともに、 広告勧誘業務を委託する場合は、カジノ管理委員会の認可が必要 ・第三者による「コンプ」の提供の契約を行う場合は、カジノ管理委員会の認可が必要 【第3・4・5回推進会議での議論】
前頁②	× ・免許を受けたカジノ事業者以外がカジノ行為を行うことは禁止 【第3回推進会議での議論】
前頁③	× ・カジノ施設内では、カジノ事業者以外が貸付けを行うことは禁止 ・カジノ事業者が顧客以外への貸付けを行うことは禁止 【第4回推進会議での議論】 2